

職員の配偶者同行休業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警察官及び警察行政職員（所属長及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を除く。以下「職員」という。）の配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 職員の配偶者同行休業の取扱いについては、法、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年東京都条例第148号）、職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成26年東京都規則第188号）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業の申請)

第3条 職員は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）のいずれかにより外国に住所又は居所を定めて滞在する場合であって、当該住所又は居所において生活を共にしようとするときは、所属長に対し、3年を超えない範囲内で配偶者同行休業の申請をすることができる。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）

2 職員は、前項の申請をする場合には、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに前項に掲げる事由のいずれに該当するのかを明らかにしなければならない。

(配偶者同行休業の承認)

第4条 所属長は、職員が配偶者同行休業の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認することができる。この場合において、所属長は、当該職員に対し、当該申請について確認するために必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第5条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、1回に限り、

所属長に当該配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(承認の取消事由)

第6条 所属長は、配偶者同行休業をしている職員が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合（法第26条の6第5項の規定により、当該配偶者同行休業の効力が失われた場合を除く。）は、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 当該配偶者同行休業に係る配偶者（以下単に「配偶者」という。）と生活を共にしなくなったこと。
- (2) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が第3条第1項に掲げる事由に該当しないこととなったこと。
- (3) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第16条第1項の規定による妊娠出産休暇を実施することとなったこと。
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をすることとなったこと。

(届出)

第7条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を所属長に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第4条後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月26日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を期間の初日とする配偶者同行休業に関し必要な申請、承認その他の手続は、この訓令の施行日前においても行うことができる。